

マージン率などの情報について

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和6年度(令和6年4月～令和7年3月))

① 令和6年6月1日付け 派遣労働者数

実績無し

(ア) (注)直近の「6月1日現在の状況報告」の派遣労働者の数

② 令和6年度 派遣先事業所数(実数)

実績無し

(ア) (注)直近の事業報告書の派遣先事業所数(実数)

③ 令和6年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額

実績無し

(ア) (注)直近の事業報告書の派遣料金の平均額
事業報告で報告したすべての業務についても記載する

④ 令和6年度 派遣労働者の賃金の額の平均額

実績無し

(ア) (注)直近の事業報告書の派遣労働者の賃金の額
事業報告で報告したすべての業務についても記載する

⑤ 令和6年度 マージン率平均

実績無し

(注) 計算式 $(③ - ④) / ③ \times 100 =$

(小数点第一位未満の端数が生じた場合には、四捨五入してください。) 事業報告で報告したすべての業務についても記載することが望ましい。

また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のいわゆるマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否か (有・無)

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注) キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと

訓練種別	対象者となる派遣労働者雇 入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担 額無償・有償	賃金支給有 給・無給
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給
技能訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給
OA 機器操作訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給
階層別研修	毎年	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口連絡先 電話番号 03-3805-7451

⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

無し

ADEKA 総合設備株式会社

許可番号：派 13-312492